

税務相談会のご案内

開催日：平成23年10月26日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日
までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせく
ださい。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919 (担当:岡)

サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：後藤昌司税理士、前田敦子税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思わぬ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

後藤税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

消費税の課税仕入れの税額控除の変更点について教えてください。

A

(課税売上割合が95%以上の場合)

事業者が課税仕入れを行った場合には、売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額の全額を控除して納付税額の計算をしていました。

ですが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者は適用されません。よって、課税仕入れの課税区分を課税売上対応分、非課税売上対応分、共通対応分に区分して会計処理をしなければなりませんので注意が必要です。